

第6回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【全体会議】

開催日：平成22年11月26日（金）

時間：午後2時～午後4時

会場：役場101会議室

参加委員：25名（欠席委員16名）

会議次第：1 開会

2 挨拶

3 議案

1) 前文～第10章条例の見直し【全体で検討】

4 その他

5 閉会



1 開会（委員長）

2 挨拶（委員長）

3 議案

今日は、前回各グループでの意見交換のなされた結果等について、全体的に見やすい様に1条から順にまとめておりますので、後ほど事務局から説明させていただきます。また、前回の委員会の中や最初の会議の中でも、この限られた日程での進行について、特に住民への周知、意見収集等々について時間がちょっと短いのではないかとお話しが御座いました。委員会としては、このスケジュールの中で進めさせていただきたいとお話をさせていただいて作業を進めておりますけど、前回の会議終了後に担当部所に行きまして、そう言った声も現実には委員の方からあるので、町としても町民の意見収集も含めて、それ以前の段階でも町としてあらゆる会議の際に、今進められている「自治基本条例」の検討委員会の経過なり、行方について触れて、町民に対して意識付けをしてほしいと要請しております。少なくとも町民の段階までこの様なスケジュールで行いたいと思っておりますので、今日の議論についてもこのことを踏まえながら進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

・検討委員会（以下については、委員より意見のあった条例について記載しております。）

1) 前文について

～草案より～

わたしたちのまち別海町は、北海道の東端、根室管内の中央に位置し、東西に61km、南北に44kmで面積1,320km²という広大な面積を有しております。

町は、江戸後期に野付半島及びその周辺に鯨漁を中心とした魚場が開設されたことに始まり、明治2年(1869年)に90人余りの人が団体で移住したのを契機に本町の開拓がはじまりました。

冷涼な気候や火山灰性土壌など厳しい自然条件により、畑作農業は次第に牧畜農業へ転換し、昭和30年代のパイロットファーム、昭和48年から昭和58年の新酪農村の建設により、現在では生乳生産量が日本一の酪農の町となりました。

一方、平成17年(2005年)には、野鳥などの野生生物の宝庫となっている、野付半島と野付湾、それに風蓮湖が国際的に評価の高い、ラムサール条約に登録され、将来的にわたって、自然環境の保全が図られることとなりました。

別海町で暮らし、働き、学ぶわたしたちは、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、別海町民憲章の5つの理念を尊重し、まちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのはわたしたち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちづくりを進めていきます。

自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを育てながら、未来を担う子供たちに引き継ぐため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

○検討委員からの意見

- ・ 読点が多いと思う。何方かにチェックしてもらった方が良いのではないか。(文章全体)
- ・ 歴史、自然、産業、暮らし、環境こう言った文言をまとめて、前文に取り入れることになるのか。
- ・ 柱が決まれば、先人が別海の地を開いてきた歴史も入れて。
- ・ 欠席している委員からも意見が出されているので、これもベースに取り入れていただく。

----- 次の条へ -----



2) 住民投票について (第16条)

(住民投票)

第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

○検討委員からの意見 (前回の意見を参考に検討)

- ・ 間接民主主義 (議会制民主主義) の国である。一方、住民投票は直接民主主義の制度であ

る。この条文が条例としてふさわしいものかみんなで検討する必要がある。地方自治法第74条で規定しているのは、条例の制定・改廃等についての請求であり、住民投票に関して謳っている条項ではない。その点でもどうなのか？

- ・極めて重大な影響を及ぼす事由について、判断するのは本来議会であり、それを住民に委ねる点もどうなのか？
- ・個別の案件について条例を作成するのではなく、常設の住民投票条例を策定すべきではないか。
- ・実際に制度の運営を考えた場合、その都度条例をつくり住民投票を行うやり方は、今やろうとするまちづくりにまで必要なのか。本来行政がやるべきではないか？
- ・請求できる権利の前に、まず請求できるといった条例自体を自治基本条例に規定するべきかが先である。住民投票を行って良いとした法律はないと考える。
- ・町民に信託された議員がいる中で、住民投票をなぜ行うのか。もっと町民の参加を求めてその結果を議会で検討してもらえば、きちっとした民意も反映できる。
- ・町民の意見を直接求めるケースも考えられる。
- ・規定することで町民の理解を図れるのであれば、規定すべきではないか。制度として条例に規定するのであれば、第17条のみでも良いのではないか。
- ・自治基本条例は憲法や地方自治法を超える規定はできない。この規定についても再度検討が必要ではないか。
- ・住民投票自体、この「自治基本条例」に載せるべきか、ふさわしいかどうか？また、「住民投票の結果を尊重する」ことについて、かなりの重荷になるのではと思う。
- ・第16条第3項にある「町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。」に至る前に重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て実施する。そこでワンクッション挟んでおり、「議会」がどう言う結論を出すかは解りませんが、良いのではないか。

●結果

- ・みんなが理解した上で、条例が作られているんだと趣旨を十分理解し共通認識を持って行きたい。
- ・乱雑に「住民投票」を使ってはいけないと言うこと。
- ・上記の様なことを町民に対しても、理解していただくこととして、第16条については、上記の条文で良いこととする。

-----次の条へ-----

3) 議会について (第26条)

(議会の役割)

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

- 2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。
- 3 議会は、議決による意思決定の課程及び妥当性を町民に明示するものとします。

○検討委員からの意見

- ・ 欠席している委員からあった意見では、条文は「議事機関」とあるが、決める部分については「議決機関」ではないのか。

●結果

- ・ 日本国憲法【第8章地方自治 第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。】等を踏まえれば、「議事機関」で良いのではないかと。よって、上記の条文で良いこととする。

-----次の条へ-----

2) 総合計画と行政評価について (第36条)

(行政評価)

第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。

- 2 行政は、町民参加による行政評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、町が行う政策へと反映します。

○検討委員からの意見 (前回の意見を参考に検討)

- ・ 三権分立の中では、議会が行政を監査していく役目を持っている。その点は行政評価においてはどなるのか？
- ・ ここで規定している評価とは、もっと範囲の広いものに対する評価と考える。
- ・ 行政評価は総合計画をチェックする役目を持っている。総合計画の条文のなかに見直しの規定を設ける必要があると考える。
- ・ 行政評価についても条文の中に、見直しに関する期間を規定する必要もある。
- ・ 第35条と第36条を一つの条文にするといった考えもある。
- ・ 大きく総合計画に係る評価であれば、総合計画の規定に行政評価も盛り込むべきではないか？



- ・ 条例の構成を考えれば、この2条を分けて規定しても良い。ひとつでは規定しにくいと考える。
- ・ 本来、すべての業務に対して評価はされるべきである。権利として行政評価を規定しながら、全てにおいて運用されないのであれば町民に対して説明できないのではないか。

●結果

- ・ 行政評価については、今後どのような方法で実施していくべきか課題であるが、制度自体の中身になってしまうので、自治基本条例の条文の検討とは異なる。行政において検討してもらうことと考える。
- ・ 条文の文言は、できるだけわかりやすくすべきである。解説書等で行政評価がどのような制度か説明することにより町民の理解を得られるよう検討する。
- ・ 条文については、上記ので良いこととする。

次の条へ

4) 第10章 条例の見直しについて

(条例の見直し)

第45条 町長は、この条例が当初の目的を達成しているか総合的に検討するために、別海町自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 議会及び行政は、前項の規定に基づく検討の結果、条例の見直し等が必要な場合は、適切な措置を講じます。

3 委員会に関し必要な事項は町長が別に定めます。

○検討委員からの意見

- ・ 確認事項として、第2項中に「議会及び行政」とあるが、行政の場合は町長と言うことは解るのですが、議会から「条例の見直し」について申し出があった場合は、「条例の見直し」をするのか。

●結果

- ・ もう一度、内容を整理し確認することとする。

4 その他

- ・ 「多様な主体」には、具体的にどの様なものが入ってくるのが。

★町民（住民：住所を有する人）、町外の住民（大学、外国、他の市町村、企業）がある。

- ・ 「多様な主体」は、町民・議会・行政と多様な主体とは同列ではないと言うことで確認。
- ・ 「提言書」の内容については、今まで検討して来た協議内容や経過についても「提言書」に出した方が良いのではないか。

★「提言書」の中身についても、上記の検討を踏まえ、協議しながら作成する。

- ・「議会の運営」の中で、議会の会議は、公開とします。とあるが、本会議以外の会議もこれに入るのか。
 - ★解説書等の中で、明らかにする。(※例えば、委員会等も議会の会議に入るのか?)
- ・事務局より、今後の予定について説明。

5 閉 会 (委員長)